

議案第 2 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「460人」を「464人」に改め、同号イ中「7, 246人」を「7, 367人」に改め、同条第8号中「1, 434人」を「1, 436人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。